平成２４年（フ）第３０２号
群馬県高崎市下小鳥町80番地２　ベルハウスＦ－２号
債務者　田中　哲也
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３０３号
群馬県安中市原市2241番地３
債務者　横山　郁子（旧姓大前）
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４０９号
埼玉県羽生市大字砂山91番地　羽生園
債務者　田沼　雄貴
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１６９号
千葉県山武郡芝山町岩山2249番地73
債務者　重松カストロ　アランこと　シゲマツカストロ　アラン
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第４６２号
相模原市中央区矢部２丁目19番５号　アベニュー19　202号室
債務者　小野沢祐一（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４６３号
相模原市中央区矢部２丁目19番５号　アベニュー19―202号室
債務者　小野沢さゆり（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４８１号
相模原市中央区富士見４丁目10番４号　富士見コーポ102号
債務者　丸山　静江
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４８３号
神奈川県座間市ひばりが丘３丁目33番５号　シャトレーひばりＥ―101号
債務者　正木　春菜（旧姓岩山）
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４９０号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目62番４号　サンテラス加藤101号
債務者　田窪　重暢
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４９６号
相模原市中央区相生３丁目５番５号　メゾン・ド・ＧＥＮ201
債務者　佐藤　妙子（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５００号
神奈川県座間市南栗原４丁目３番11―206号　さがみ野シティハイツ
債務者　池島　　彰
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２４号
新潟県佐渡市姫津1339番地１
債務者　石見いずみ
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第１１７１号
堺市南区晴美台１丁29番２―108号
債務者　西本　　力
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１７８号
堺市堺区協和町３丁252番地　中団地６号館206号
債務者　村田　香代（旧姓荒本）
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１９３８号
名古屋市港区七番町２丁目11番地の１　九番団地７棟402号
債務者　田浦　茂弘
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２０２号
愛知県日進市赤池町西組140番地　ハウス大和202
債務者　植田　初江（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部